

# 小学校・音楽

「現行学習指導要領により指導する場合」と、「全部又は一部について新学習指導要領により指導する場合」がある。いずれの場合においても新学習指導要領第1章の規定（総則本誌P2～4参照）を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

## 全部又は一部について新学習指導要領により指導する場合

### 1 指導計画作成上の配慮事項（解説P103～110参照）

- (1) 新設された主な配慮事項は次の4点である。
  - ア 児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切にされた学習の充実を図ること。
  - イ 指導については、必要に応じて〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図るようにすること。
  - ウ 低学年においては、他教科等との関連を積極的に図り、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を配慮すること。特に、入学当初は生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定をするなど工夫をすること。
  - エ 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (2) 引き続き配慮する主な事項は次の3点である。
  - ア 国歌「君が代」は、いずれの学年においても歌えるように指導すること。
  - イ 〔共通事項〕は、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるようにすること。
  - ウ 道徳科などとの関連を考慮しながら、音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。

### 2 内容の取扱いと指導上の配慮事項（解説P111～125参照）

- (1) 新設、もしくは現行のものが一部変更された主な配慮事項は次の6点である。
  - ア 音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図る指導について
    - ・ 音楽科の特質に応じた言語活動の適切な位置付けを図ること。
  - イ コンピュータや教育機器の効果的な活用について
    - ・ 様々な感覚を働かせて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるよう、教育機器等の効果的な活用を工夫すること。
  - ウ 生活や社会の中の音や音楽、音楽文化との関わりについて
    - ・ 児童が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるようにするなど、音楽文化等に主体的に関われるよう配慮すること。
  - エ 著作者の創造性を尊重する意識の育成について
    - ・ 著作者がいることに気付き、学習した曲等を大切にすることを養うこと。
  - オ 各学年の楽器の取り扱いについて
    - ・ 第3学年及び第4学年で取り上げる旋律楽器に「和楽器」が付加されたこと。
  - カ 音楽づくりの指導方法について
    - ・ 見通しをもって音楽づくりができるよう指導を工夫すること。
- (2) 引き続き配慮する主な事項は次の3点である。
  - ア 共通教材の扱い（低学年・中学年：4曲全て 高学年：4曲の中から3曲）
  - イ 歌唱の指導について（移動ド唱法、変声期の児童に対する配慮）
  - ウ 〔共通事項〕の指導について（ア及びイから適切に選択し、関連付けること※ア及びイについては解説P121～125参照）